令和８年（フ）第１３６号
茨城県日立市田尻町４丁目33番６―501号
債務者　石井すい子
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和８年（フ）第５１３号
新潟市秋葉区車場３丁目25番10号
債務者　渡辺　　修
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９２号
新潟県燕市杣木1772番地１　ＳＥＮＳＥ．202号
債務者　増田優衣菜
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
新潟地方裁判所三条支部

令和８年（フ）第２９３号
山梨県甲府市山宮町1182番地　小林住宅
債務者　飯田　秀夫
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３３０号
岐阜県瑞穂市牛牧934番地５　Ｋ’ｓマンション　102号
債務者　棚瀬　裕之
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３７０号
岐阜市東鶉３丁目84番地(カームシティＮｏ．１　102)、前住所岐阜市蔵前３丁目20番11―203号（岸野レジデンス）
債務者　石川　健一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４０２号
岐阜市多賀町２番地４（シャトレーゼ　202号室）
債務者　杉山　陽一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４１２号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ４―201、前住所岐阜県本巣郡北方町高屋伊勢田１丁目10番地の２　プロシードざいまん103号
債務者　金村　正浩こと　金　　正浩
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２６号
岐阜県各務原市那加吾妻町45番地（コーポＨＩＲＡＩ　２Ｆ）
債務者　吉岡　華鈴
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４３７号
岐阜県羽島市福寿町間島５丁目32番地
債務者　淺野さゆり
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第４２２号
静岡市駿河区下川原４丁目２―15　コンシェール川原Ａ棟205、住民票上の住所静岡市駿河区大谷942番地の１
債務者　山下　裕貴
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３５号
静岡市駿河区登呂５丁目２番16号
債務者　上田幸子ことウエダ　サブリナ　サチコ（ＵＥＤＡ　ＳＡＢＲＩＮＡ　ＳＡＴＩＫＯ）
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３８号
静岡県焼津市飯淵1076番地　レオパレスルポアベイユＫ210
債務者　山本　健一
1　決定年月日時　令和８年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６４３号
静岡市葵区瀬名川２丁目31番13―202号
債務者　藤原　雄太
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５８号
アメリカ合衆国ハワイ州ホノルル市ピイコイストリート725　1203号室、住民票上の住所三重県鈴鹿市十宮三丁目10番３号
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２７９号
三重県四日市市曙二丁目１番３―206号　ワイズタウン
債務者　森　登紀子
1　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係